

鳥取県告示第572号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年10月7日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社べるびゅー大栄	東伯郡北栄町六尾604-1	株式会社べるびゅー大栄	東伯郡北栄町六尾604-1	居宅介護、重度訪問介護	平成23年10月1日
社会福祉法人希望の家	倉吉市みどり町3576-1	希望の家	倉吉市みどり町3576-1	短期入所	〃
〃	〃	若竹の家	〃	〃	〃
〃	〃	つつじ作業所	〃	就労継続支援B型	〃
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会障害者自立支援居宅介護等事業所	倉吉市葵町717-3	同行援護	〃